

評議員・役員・顧問に対する報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人全国老人クラブ連合会（以下「この法人」という。）の定款第15条、第32条及び第33条の規定に基づき、評議員、役員、顧問の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれた者をいう。
- (2) 役員とは、定款第26条に基づき置かれた理事及び監事をいう。
- (3) 顧問とは、定款第33条に基づき置かれた者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、定款第15条、第32条及び第33条の規定に基づき、評議員、役員、顧問に対する報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人全国老人クラブ連合会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。